

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 24 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	平成 29 年度 社会資本整備総合交付金 街路事業 裁決申請図書・明渡裁決申立 図書作成業務 (建設部 都市計画課)
業 務 場 所	佐久市内 都市計画道路
業 務 概 要	・裁決申請図書作成 N = 1 件 ・明渡裁決申立書（案）作成 N = 1 件 ・用地測量業務 A = 0.05 万㎡
履 行 期 間	契約日から平成 30 年 1 月 26 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、佐久市建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 103 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 有資格者名簿の「補償コンサルタント」部門かつ、「測量」部門に登録があること。
- (4) 有資格者名簿において、長野県内に本店又は支店、営業所等として登録されていること。
- (5) 公共機関等において、平成 14 年 4 月以降に同種（裁決申請図書及び明渡裁決申立図書作成）業務を単体の元請けとして履行した実績を有していること。
- (6) 主任技術者として、次の全ての技術者を配置できること（1 名又は複数の主任技術者で次の 3 種の資格を網羅していればよいものとする）。
 - ・ 補償業務管理士（補償関連部門）又は当該業務実務経験 7 年以上
 - ・ 補償業務管理士（物件部門）又は当該業務実務経験 7 年以上
 - ・ 測量士

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設 計 図 書 等 の 閲 覧	平成 29 年 5 月 24 日（水）から 入 札 日 ま で	・市ホームページへの掲載、佐久市企画部契約課 (本庁 4 階)

<p>入札参加申請受付</p>	<p>平成 29 年 5 月 24 日（水）から 平成 29 年 5 月 31 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）</p>	<p>・提出書類 ① 「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部 ② 本店又は支店・営業所等において、「裁決申請図書及び明渡裁決申立図書作成業務」を完了した実績を証する書類（請負契約書、履行証明書等の写し。ただし、業務内容が確認できる書類を添付すること。）。 1 部</p> <p>* 業務実績については、事前に発注課（建設部 都市計画課）の確認印を受領後に参加申請すること。</p> <p>・佐久市企画部契約課（本庁 4 階）へ持参により提出のこと（郵送は不可）。</p>
<p>設計図書等の入手</p>	<p>平成 29 年 5 月 24 日（水）から 入札日まで</p>	<p>・市ホームページよりダウンロードすること。</p>
<p>設計図書等に関する質問受付</p>	<p>平成 29 年 5 月 25 日（木）から 平成 29 年 6 月 1 日（木）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）</p>	<p>・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・発注課（建設部 都市計画課）へ持参。</p>
<p>質問回答の期日・方法</p>	<p>平成 29 年 6 月 5 日（月）以降</p>	<p>・発注課より市ホームページにて回答する。</p>
<p>入札開札日時・場所</p>	<p>平成 29 年 6 月 13 日（火） 午後 2 時から（郵送不可）</p>	<p>・佐久市役所 402 会議室</p>
<p>落札者の決定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し Eメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。 	
<p>入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は 「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」 「配置技術者決定届（様式 3 号）」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者及び現場技術員の資格を証する書類」 「管理技術者及び現場技術員の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市企画部契約課（本庁 4 階） 	

4 入札事項等

入 札 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失 格 基 準 価 格	・適用あり
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する）
前 払 金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中 間 前 払 金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部 分 払 金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債 務 負 担 行 為	・適用なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課 （佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3084（直通）
業 務 の 内 容	佐久市建設部都市計画課 （佐久市中込 3056 南棟（旧佐久消防署）） TEL. 0267-62-3404（直通）